

## ヤングケアラーに関する啓発イベント等開催業務委託仕様書

### 1 委託業務名

ヤングケアラーに関する啓発イベント等開催業務

### 2 委託期間

契約日から令和7(2025)年3月25日(火)まで

### 3 業務の目的

ヤングケアラーは、年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など過度な負担が続くことで、子ども自身の心身の健康や学業、友人関係、進路などへの影響が表出することが懸念されている。ケアが当たり前となり本人にその自覚がない場合があるなど潜在化しやすいため、社会における更なる認知度の向上が必要であるほか、家庭内のデリケートな問題であることから相談しづらい傾向があるため、当事者が悩みや経験を安心して話せる場があることが重要である。

については、ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上や、当事者及び20代から30代のいわゆる若者ケアラーが必要な支援につながるきっかけとなるような啓発イベントを開催する。

さらに、イベント開催に向け、ヤングケアラー当事者や元当事者が同境遇の仲間とつながり相談し合えるピアサポート活動の充実に向けた会議等を行うことで、支援体制の充実を図る。

### 4 委託業務の内容

上記「業務の目的」を踏まえた上で、ヤングケアラーに関する啓発イベント等を開催すること。

なお、開催に当たっては、以下に掲げる要件を踏まえることとし、詳細については発注者と協議の上決定すること。

#### (1) 啓発イベント

##### ア 主な参加対象者（ターゲット）

- ・ヤングケアラー及び若者ケアラー
- ・ヤングケアラーへの支援に関係する機関（福祉、医療、教育、行政等）
- ・その他ヤングケアラーの支援に興味、関心のある一般県民
- ・想定参加者数：100名程度

##### イ 開催日時

令和7(2025)年2月の土曜日、日曜日及び祝日のうちいずれか1日とすること。

開催時間は半日程度とし、参加対象者が参加しやすい時間帯とすること。

## ウ 開催場所

参加対象者が参加しやすく、想定参加者数を無理なく収容できる会場を確保すること。

## エ 内容

・啓発イベントには、経費の範囲内において、以下を例とした内容を盛り込むこと。

ヤングケアラー支援に関し知見を有する方の講演
ヤングケアラーに関する啓発コーナー
参加者同士（特に、ヤングケアラー及び若者ケアラー同士）の交流
相談対応ブース
参加者が楽しめるようなアトラクション

### (2) ピアサポート関係者向け会議等

ヤングケアラー自身が同境遇の仲間とつながるピアサポートの機運向上や、ピアサポート団体・関係者のネットワーク化を図るため、ピアサポート活動関係者や経験者、今後ピアサポートの実施を検討している方、ピアサポートに興味がある方などを参加者とした会議等を1回以上実施する。

※経費の範囲内で、ヤングケアラーのピアサポートに関する講演、意見交換会、ワークショップ、参加者相互の情報共有等を適宜行う。

### (3) 留意事項

企画、出演者及び会場の手配、関係機関との調整、広報、事前準備、当日運営、必要経費の支払い等、イベント等の開催に係る一切の業務について実施すること。

ヤングケアラー及び若者ケアラーが気軽に参加できるよう、支援関係機関と連携した広報や運営に努めること。

## 5 成果物

### (1) 提出物

実績報告書（様式任意）紙媒体1部及び電子データ

### (2) 提出場所

栃木県保健福祉部こども政策課児童家庭支援・虐待対策担当

### (3) 提出期限

令和7（2025）年3月25日（火）

## 6 その他

### (1) 業務責任者の通知

委託契約締結後、受託者は、業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、発注者に書面で提出するものとする。

### (2) 再委託について

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。  
ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、あらかじめ県と協議の上、その一部を再委託することができる。

**(3) 守秘義務について**

受託者は、本業務を実施する上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

**(4) 仕様書にない事項の取扱い**

本仕様書に明示のない事項又は内容に疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、その取扱いについて定めることとする。